令 和 6 年 度

自動車事業安全報告書

～運輸安全マネジメントに関する取組みについて～

令 和 7年 7月

仙台市交通局

仙台市交通局自動車部組織図

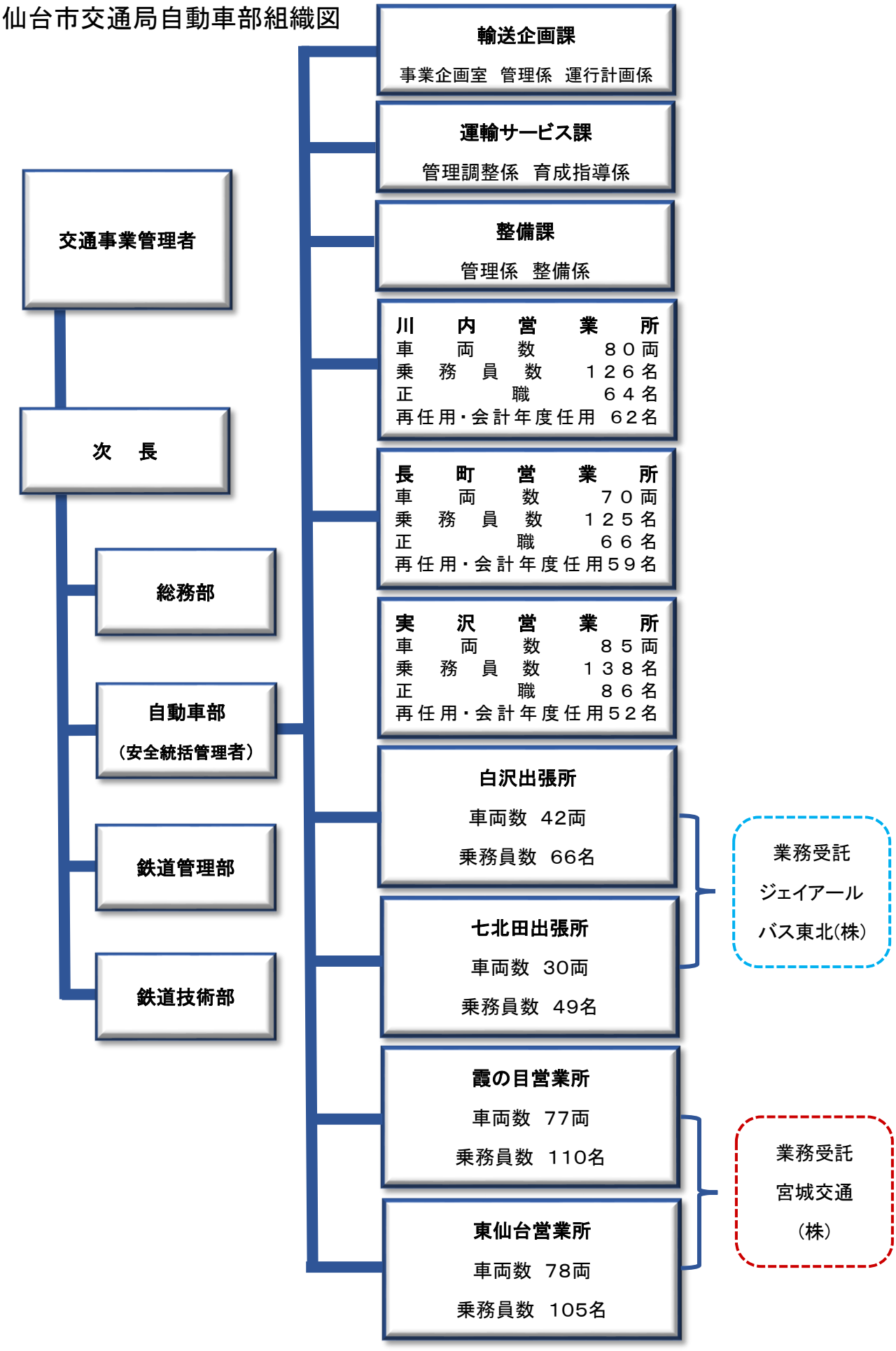

※車両数、乗務員数は令和6年4月1日時点

は　じ　め　に

仙台市交通局では、「仙台市交通局自動車運送事業安全管理規程」に基づき、お客様を安全、確実、快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識するとともに、「仙台市交通局安全方針」を平成29年9月12日に制定し、更なる輸送の安全の確保と向上に努めております。

本書は、「旅客自動車運送事業運輸規則（平成22年国土交通省令第30号）」に基づき立案した令和6年度の輸送の安全に関する目標の達成状況、各種計画の実施状況及び事故やお客様から頂いたご意見等の情報を公表するものです。

目　次

Ⅰ　輸送の安全に関する基本的な考え方……　1～2
Ⅱ　安全への取組み……　2～3
Ⅲ　令和6年度輸送の安全に関する重点取組項目……　4～5
Ⅳ　令和6年度輸送の安全に関する目標と結果……　5～6
Ⅴ　令和6年度輸送の安全に関する計画の実施結果……　7～19
Ⅵ　自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計の報告……　19～20

Ⅰ 輸送の安全に関する基本的な考え方

1. 仙台市交通局安全方針

バスと地下鉄においては、それぞれの安全管理規程で「安全に関する基本的な方針」を定めていましたが、二つの事業の安全に関する基本方針の趣旨をまとめ、その趣旨をより簡明な形にすることで、全ての職員に一層の浸透を図り、輸送の安全を確保するために、平成29年9月に「仙台市交通局安全方針」を制定しました。

仙台市交通局安全方針

私たちは、市民の信頼にこたえるため、お客様の安全を何よりも大切にし、新人からベテランまですべての職員が責務を果たし、安心してご利用いただけるバス・地下鉄を目指します。

一、安全最優先を心に刻み、職務に専念します。
一、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。
一、行動規範に従い、確実に業務を実践します。
一、安全への取組みを、絶えず見直し改善します。

2. バスの安全確保における基本理念

安全方針を実現するため、仙台市交通局自動車運送事業安全管理規程に次のような前文を掲げ、自動車運送事業における安全確保に向けた基本理念を明確にしています。

私たちは、お客様を安全・確実・快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識し、絶えず輸送の安全の確保と向上に努めなければならない。とりわけ、悲惨な事故により、お客様の貴重な生命が一瞬にして失われることを忘れてはならず、未然に事故を防止することが私たちに課せられた責務である。

交通事業管理者及び職員は、輸送の安全の確保、法令の遵守、厳正な職務遂行を基本理念とし、市民の足として信頼されるよう、輸送の安全対策に全力を挙げて取組まなければならない。

ここに、その不断の取組みにより、組織全体として安全文化の風土をつくり、輸送の安全の確保を最優先とする事業運営を行うため、この規程を制定する。

3. 輸送の安全に関する職員の行動規範

私たちは「お客様を安全・確実・快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識し、絶えず輸送の安全の確保と向上に努める」という強い決意で、職員一丸となり、お客様に安心してご利用いただけるよう行動します。

1. 安全最優先の原則
   全職員が安全意識を高く持ち、輸送の安全の確保を最優先します
2. 関係法令等の遵守
   法令及び規程を遵守し、業務の基本を忠実に遂行します
3. 接客・接遇の基本
   お客様の声を大切にするとともに、お客様の立場に立った接客・接遇に努めます
4. 状況の認識（ヒヤリハット情報に係る取組み）
   リスクの所在などについて広く関心を持ち、危険察知能力の向上に努めます
5. 確認の励行
   業務の実施に当たり、経験や憶測によらず確認を徹底します
6. 事故及び災害時の対応
   迅速かつ適切な対応を行うとともに、人命の安全を最優先に行動します
7. 不断の努力
   常に問題意識をもって、知識、技術、技能の向上に努め、輸送の安全の確保に取組みます

4. 職員のモットー三則

・お客様の安全を何よりも優先します
・お客様にまごころを込めて接します
・法令を遵守し他車に運転の模範を示します

Ⅱ 安全への取組み

1. 安全管理体制

交通事業管理者は、輸送の安全の確保に関する業務を統括する安全統括管理者をはじめとした各責任者を定めるとともに、各責任者の役割を明確にして安全管理体制を確立しています。

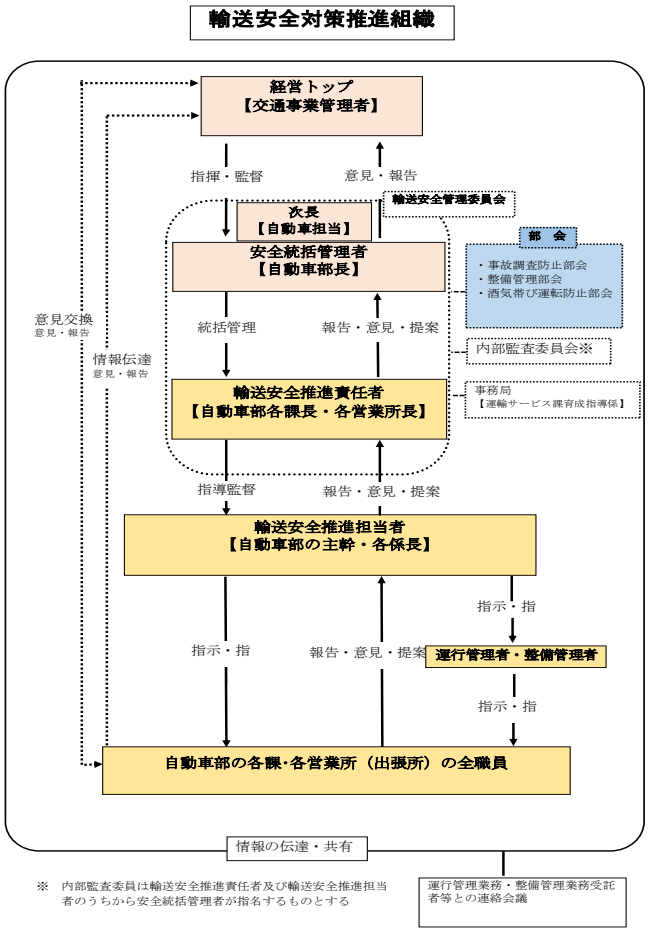

【安全統括管理者】三浦　孝行（自動車部長）選任日　令和4年4月1日

2. 安全管理方法

仙台市交通局安全マネジメント会議を定期的に開催し、輸送の安全確保に関する取組みが確実に実施されているか進捗状況を確認するとともに、その評価（検証）・改善を行うなど、PDCA サイクルにより安全管理に取組んでいます。

3. 安全マネジメント会議

交通事業管理者が主宰し、開催している「安全マネジメント会議」は、四半期ごとに輸送の安全に関する重要な事項について協議し、令和6年度輸送の安全に関する目標及び計画の進捗状況や安全対策への取組み、改善等について確認を行っています。

・実施日

6月4日（火）・10月23日（水）・12月25日（水）・3月18日（火）

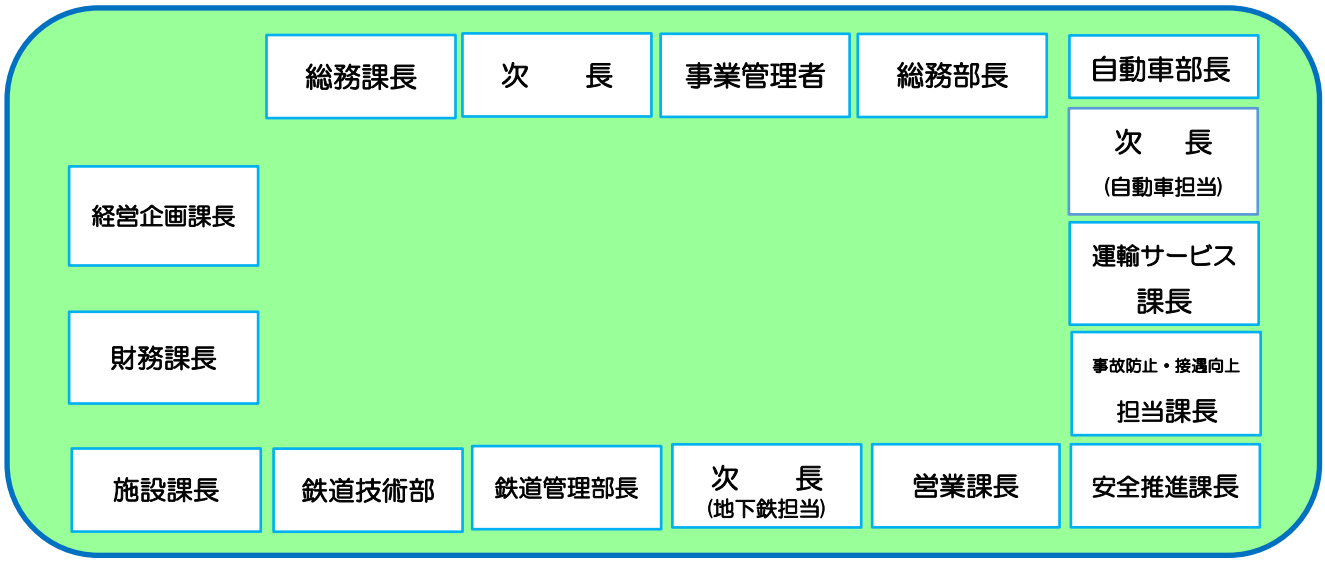

4. 輸送安全管理委員会及び各部会の開催

輸送の安全に関する計画の実行、確認及び改善状況の審査並びに専門の事項の調査、研究等を行うために開催しています。

①安全管理規程第13条に基づき、輸送の安全の計画の実行、確認及び改善状況の審査並びに事故原因の調査、研究等を行うため、輸送安全管理委員会を20回開催しました。

②安全管理規程第13条に基づく、事故調査防止部会の開催はありませんでした。

③安全管理規程第13条に基づき、整備管理部会を毎月開催し、車両故障の防止のための調査及び研究等を行いました。

④安全管理規程第13条に基づき、酒気帯び出勤防止部会を12月23日（月）に開催し、酒気帯び出勤の再発防止を図るための原因究明及び調査等を行いました。

5. 事故審査委員会の開催

自動車運転中の法令違反等による、事故惹起者に対する処分の審査及び公正な処分を行うことを目的に開催しています。

・事業用自動車の運転中の法令違反等による事故惹起者の処分の審査について、自動車事故審査委員会を3回開催しました。

Ⅲ　令和6年度輸送の安全に関する重点取組項目

【重点取組項目】

1．バス停付近での車内事故防止

・「動きます（発車します）」や「止まります」のアナウンスを行い、車内事故防止に努めます。
　特に高齢者には、より一層の安全に配慮します
・バス停に到着する付近において一時停止等した際には、車内のお客様の動静に十分な注意を払ったうえでお客様に一声かけて再移動します
・ドア開閉操作の手順を遵守するとともに、乗降取扱い時は、ドア操作レバーに手を置きません
・降車の際は、お客様がバスから離れたことを確認します
・中ドアを完全に閉めてから「3 秒間」は、お客様（特に高齢者）が完全に着座したこと、つり革・握り棒に掴ったことを、車内ミラーまたは目視で確認し、発進の動作は絶対に行いません
（3秒ルールの遵守）
・車内の安全確認を行ってから運転操作（ウインカーやギアの操作）を行います
・後方の安全確認を行ってから、緩やかに（20㎞/h まで3秒かけて）発進します

2．交差点での車内事故防止

・交差点付近は、事故の発生が最も多い箇所であることを認識し、細心の注意を払います
・右左折する際は、最徐行を行うとともに、視野、死角、内輪差等の構造上の特性を把握し、事故防止に努めます
・歩行者や自転車の行動に注視し配慮した運転をします
・右折時はゆっくり大きく回り、緩かに加速を始めます
・左折時は左に寄って徐行又は一旦停止し、緩かに加速を始めます
・交差点手前で黄色信号に変わったら、「止まる」という意識を高く持ち、無理に進入しません（イエローストップの励行）
・信号機のない横断歩道で横断しようとしている人を見かけたら、必ず止まります
・信号機により発進・停車する際は、「動きます（発車します）」や「止まります」のアナウンスを行い、車内事故防止に努めます。特に高齢者には、より一層の安全に配慮します

3．お客様へ心のこもった案内の実践

・バス停到着時は、車外向けに「お待たせしました。〇〇経由〇〇行です」の行先案内を実践します
・バス停等、停車状態からの発車（発進）時は、車内向けに「発車します」「動きます」の声掛けを実践します
・バス停到着時は、車内向けに「ご利用くださいましてありがとうございます〇〇 （停留所）です」の案内を実践します
・お降りのお客様一人ひとりに「ありがとうございます」の感謝の気持ちを伝えます

4．災害への備えと技術の継承

・平時より自然災害等の異常時に対応するマニュアルなどを整備し、必要に応じ検証や見直しを行ない、異常時においても、人命最優先のもと安全、確実、迅速な対応ができる体制の確立を図ります

・有事に即した災害等対応、初動対応、情報伝達訓練を計画的に実施することにより、事業継続に向けた職員の対応能力の向上及び技術の継承を図ります

【その他取組項目】

1. 現場からの報告の徹底

・運行中に事件、事故、トラブルなどが発生した場合は、些細なことであっても現場から営業所へ報告を徹底します

2. ヒヤリハット情報の活用

・事故の未然防止のため、ヒヤリハット情報を積極的に報告します

・ヒヤリハット情報を事例集や映像などで共有し、ヒヤリハット箇所を運行する際は細心の注意を払います

3. エコドライブの実践（安全・環境・燃費の向上）

・緩やかな発進と停止時の優しいブレーキ操作で、事故防止に努め、お客様へ安心感を提供します

・アイドリングストップを実践し、燃料の節約を図ります

Ⅳ 令和6年度輸送の安全に関する目標と結果

（安全管理規程第6条関係）

1. 重大事故・有責事故抑止目標と実績

	抑止目標件数	実績件数
重大事故	0件	6件
有責事故	86件	83件

〔有責事故種別件数〕

		令和6年度	〔参考〕 令和5年度
物損事故		55件	63件
	衝突	28件	45件
	物件衝突・他	27件	17件
人身事故		28件	43件
	車内人身	18件（※4件）	28件（※6件）
	衝突人身	9件	11件
	歩行者・二輪車・他	1件	4件
合　　計		83件	105件

※車内人身のうち、停車中の事故件数

〔10万kmあたりの有責事故件数〕

	令和6年度	〔参考〕　令和5年度
総走行距離	15，889，572km	15，934，469km
件　　数	0．52件	0．66件

2．路上故障抑止目標と路上故障件数

	抑止目標	実　　績
路上故障件数	37件	27件

3．接客サービス向上の目標

①　市バスモニター平均点

	目標平均点	実　　績
モニター平均点	37．5点	36．3点

②　苦情抑止目標件数

	抑止目標	実　　績
苦情件数	30件	20件

Ⅴ 令和6年度輸送の安全に関する計画の実施結果 （安全管理規程第7条関係）

【実施期間：令和６年４月１日～令和７年３月３１日】

1. 輸送の安全確保に関する意識の徹底及び関係法令等の遵守

（1）運行管理業務点検・指導

①運輸サービス課職員による点呼状況の確認及び助言・指導を行いました。
実施日：4月18日・5月23日・7月24日・9月19日・11月20日・12月5日・12月6日・12月10日
②各営業所において所長・主幹による点呼状況の確認及び助言・指導を行いました。
実施日：毎月1回

（2）安全総点検の実施

年末年始における輸送の安全を確保するため、実施計画を策定し、各営業所及びバスターミナル等で安全総点検を実施しました。

実施日
12月 5日（木） 長町営業所、霞の目営業所
12月 6日（金） 川内営業所、白沢出張所
実沢営業所、七北田出張所
12月10日（火） 東仙台営業所
12月16日（月） 木町通駐車場、新寺駐車場
仙台駅西口バスターミナル
旭ケ丘バスターミナル

♦安全統括管理者の職場巡視

（3）交通事業管理者・安全統括管理者等による営業所の巡視

年度初めや年末年始などに、関係法令等の遵守及び安全最優先の徹底並びに輸送の安全に関する計画への取組み状況を確認するため、各営業所の巡視を行いました。

実施日
4月3日（水）・4月4日（木）・5月1日（水）・6月3日（月）
6月17日（月）・7月1日（月）・10月8日（火）
10月10日(木)・12月25日（水）

♦事業管理者の職場巡視

（4）輸送の安全に関する意見交換会の開催

乗務員とコミュニケーションの充実を図るため、意見交換会を行い、乗務員から安全に対する心構え・実践事項・意見・提案等を聞き、交通事業管理者等から意見に対するコメントを行い、安全意識の高揚を図りました。

①交通事業管理者・安全統括管理者等との意見交換会
実施日：7月 2日 川内営業所
7月 9日 長町営業所
7月10日 実沢営業所

②安全統括管理者・自動車部各課長との意見交換会

実施日：11月　6日　　長町営業所

　　11月　7日　　実沢営業所

　　11月12日　　川内営業所

③営業所長との意見交換会

実施日：毎月1回

♦長町営業所での意見交換会

（5）乗務員の安全マネジメント（PDCA）の取組み

年度初めに、会計年度任用職員の乗務員を対象として1年間の具体的な行動計画（項目：事故防止や接遇向上等に関し達成できるもの）を定め、評価し、改善するための PDCA を実施しました。

（6）輸送の安全に関するアンケート調査の実施

交通局の安全に関する取組を職員等がどのように認識しているか、議題は何かを「目に見える化」で把握することを目的として実施しました。

・全体的な傾向

前回（令和4年度）実施したアンケートと比較し、輸送の安全に関する項目をはじめ、全体的に肯定する意見は管理部門は微増、乗務員部門は微減と管理部門と乗務員部門が分かれる結果となりました。

（7）添乗指導

本局自動車部、運輸サービス課の管理要員が事故惹起者、苦情惹起者、採用後1年未満の乗務員及び各研修受講終了者等に対し事故及び苦情等の再発防止を目的として、運転操作や接客案内の状況を把握し適切な指導を行うため、自動車運転者添乗指導要領に基づき添乗指導を実施しました。

・添乗指導件数：241件

（8）街頭指導

本局自動車部の管理要員等が、仙台駅前周辺、主要停留所及び交差点において、交通法規や服務規律の遵守状況を確認し、必要に応じて乗務員の教育・指導を実施しました。

・マナーアップ強化日：毎月1日　（7：00～8：00）

仙台駅前バス停留所・他主要バス停留所・交差点において実施しました。

・接客サービス強調日：毎月15日　（7：00～8：00）

巡回指導調査を仙台駅周辺・市内中心部・主要バス停留所・地下鉄主要駅周辺・各回転場付近において実施しました。延べ、82名の乗務員に対して、お客様への接客案内と事故防止に努めるよう指導・助言しました。

♦運輸サービス課職員による指導・助言

（9）コンプライアンスの推進

法令等の遵守をはじめ、職員が公務員として行動の根本とすべきルール、心構えとして、「職員の行動の根本原則」と「四つの実践行動」を出勤点呼時や朝礼等で唱和を行うとともに、研修会や個人面談等で周知徹底を図りました。

■職員の行動の根本原則

その判断が最善であると市民に説明できますか？

■四つの実践行動

1. 私は、市民の目線を大切に、仕事をします。
2. 私は、法令等を遵守し、公務内外にわたり、高い倫理観を持って行動します。
3. 私は、正確性を期し、積極果敢に仕事をします。
4. 私は、チーム力を高め、より良い仕事をします。

（10）ヒヤリハット体験の活用

ドライブレコーダーの映像を基に、“危険体験「ヒヤリハット」事例”の DVD と冊子を作成し、営業所にフィードバックすることで事故の未然防止を図りました。

・報告件数：192件（前年度227件）

危険体験「ヒヤリハット」事例　No.4

あなたのヒヤリハット体験を他の乗務員へ伝えます！

タイトル	逆走自転車にヒヤリ！　（実沢営業所）
発生日時	令和６年４月２日（火）　８時18分頃
天候	☑晴　□曇　□雨　□雪　□霧
路面状況	☑乾燥　□湿潤　□シャーベット　□凍結　□圧雪
路線・場所	桜ヶ丘線　宮城学院前行　堤通雨宮町バス停付近
道路種別	□優先道路　☑一般幹線　□市道　□狭路
道路形態	□有信号交差点　□無信号交差点　□路地　□交差点付近　☑直線路 □カーブ　□その他（　）
道路渋滞	□渋滞していた　☑渋滞していなかった
走行状況	□発進　□走行　□徐行　☑減速　□停車
走行方向	☑直進時　□右折時　□左折時　□後退時　□車線変更時
車内の状態	☑空いていた　□座席が埋まる状態　□混んでいた　□満員状態
概要及び分析	宮城学院前行きを運行中、堤通雨宮町バス停付近を走行していたところ、自転車が車道を逆走した来たのでハッとした事例です。 朝夕の通勤通学時間帯は自転車利用者が多いので、交通ルールを守らない自転車に注意して事故防止に努めましょう。
・現場図面・ドラレコ映像	

2. 輸送の安全に関する内部監査の実施

安全管理規程第19条第 1 項及び輸送の安全に関する内部監査要領の規定により、輸送の安全に関する業務体制が適切に確立、実施若しくは維持され又は機能していることを確認するために、内部監査を実施しました。

①安全マネジメント新任内部監査委員及び内部監査委員研修

内部監査委員の知識の向上を目的として、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「NASVA」という。）作成の教材を活用し、仙台市交通局内部監査委員として必要な知識等について研修を実施しました。

・実施日及び受講人数：5月14日（火）　5名　　5月21日（火）　16名

②安全マネジメント内部監査委員会

安全管理規程第20条に基づき、内部監査の実施内容を検討及び検証するため、内部監査員会を4回開催しました。

・実施日：5月30日（木）・9月26日（木）・10月31（木）・11月20日（水）

③安全マネジメントコンサルティングの外部委託

内部監査委員の知識と力量を向上・強化するため、安全マネジメントに関する専門的な知識を有する「NASVA」に安全マネジメントコンサルティングを外部委託しました。

④内部監査の実施

ア. 被監査部署及び実施日

交通事業管理者	7月 5日(金)
川内営業所	7月31日(水)
実沢営業所	8月 2日(金)
安全統括管理者	8月20日(火)
長町営業所	9月18日(水)
整備課	10月 3日(木)

イ. 監査対象期間

・各営業所及び整備課　　令和5年4月1日～令和6年3月31日

ウ. 監査結果

被監査部署	総括
川内営業所	【是正改善事項】 〇関係法令及び安全管理規程等に照らし改善を要する。 ・令和5年度第3回スキルアップ研修を5名の職員が受講していなかった。 【優良事例】 ・営業所の事業目標とは別に営業所独自のスローガンを掲げ、職員への意識の徹底を図るため毎月の職場研修資料にも掲載している。 ・ヒヤリハット情報で映像等を視聴した際にチェックを入れる方式を採用した。これは昨年度の他営業所の優良事例を取入れたもので PDCA サイクルが機能したものと考える。 ・仙台市作成のハザードマップ上にバスの停留所の位置を重ねて、豪雨災害の際の危険になるバス停を掲示して職員への周知を図っている。 【フォローアップ監査実施日】 ・令和6年9月3日 【フォローアップ監査結果】 ・指摘事項に対する措置内容について確認した結果、改善されていることを確認した。 【総括】 ・営業所長の下、重大事故をなくすため、営業所独自のスローガンを掲げるとともに職員の面接時等に個々に声がけをし安全への意識付けをしている。また、所長自ら乗務員の添乗指導を行い、乗務員との信頼関係を構築することで、職員の安全意識の浸透につながっていると思われる。今後も継続して輸送の安全が向上するよう努めていただきたい。 さらに、他の営業所の優良事例、例えばヒヤリハット映像の周知の方法などを積極的に取り入れており、業務の改善についても向上させる姿勢がうかがえる。今後もより安全へ繋がるよう、積極的な姿勢で業務の改善に向け尽力してもらいたい。 また、近年の自然災害発生の増加に伴い、背後に河川を有する貴営業所は特に災害への備えが必要であり、いかに的確で迅速に判断し行動できるかが重要となる。いつ発生するか分からない災害に備え、今後も職員一人ひとりの自然災害への心構えや日頃の準備を徹底し対応していただきたい。 なお、このことは貴営業所だけではなく、引き続き交通局全体としてとして取組んでいく必要があるため、交通局全体で同じ方向を向き、備えていかなければならないと思われる。
	【是正改善事項】 〇安全管理文書の保管に改善を要する。

被監査部署	総　　括
長町営業所	・月毎の乗務員指導計画表についてファイリングされていない月があった。（2・3月分） 【優良事例】 ・営業所の独自の取組みとして、毎月10日、20日の車内事故防止強化日に地下鉄長町南駅前に立ち、乗務員に対する車内事故防止及び自転車通行人との事故防止の意識向上を図るとともに、利用者からの声を集約し、接客サービスの向上に努めていること。 ・特定の障害者に対し、安全にバスに乗車していただく手法の構築を図っていること。 ・毎日、予備乗務員が「仙台市交通局安全方針」の唱和を行い、乗務員の安全意識向上を図っていること。 【フォローアップ監査実施日】 ・令和6年10月16日 【フォローアップ監査結果】 ・指摘事項に対する措置内容について確認した結果、改善されていることを確認した。 【総括】 ・帳票類のファイリングに一部漏れがあったものの、所長、主幹自ら営業所の職員に対して積極的にコミュニケーションを図り、様々な意見を吸い上げて実行しており、今後も、輸送の安全に関する目標達成のために継続して取り組んでいただきたい。
実沢営業所	【是正改善事項】 〇安全管理文書の保管に改善を要する。 ・乗務員点呼簿において「アルコール有無」「各種確認」に関し確認漏れが見られた。 ・運行ダイヤの遅延記録簿に決裁漏れが見られた。 ・運行管理日報に鉛筆での記入が見られた。 ・ドライブレコーダー指導報告書に記載漏れが見られた。 【優良事例】 ・昨年度の効果検証を行い、「一言プラス運動」を継続して実施したこと。（PDCA の実践） ・営業所の重点取組である車内事故防止のため、営業所独自の視点（停留所の待合者KYT）での掲示物『車内事故危険度チェック』を作成し、乗務員に考えさせる工夫をしていること。 ・危険箇所及びヒヤリハット地点をより明瞭にしたマップを作成し、見やすい場所に設置したこと。 ・スキルアップ研修の進行を均一化するため、担当者用の「読み原稿」を作成する等し、担当者のスキルアップとスムーズな研修の進行に取り組んでいること。 ・海外からの観光客への対応として、乗務員から吸い上げた意見を本局へ伝え、成果物として乗務員へフィードバックをしている。 【フォローアップ監査実施日】 ・令和6年9月30日 【フォローアップ監査結果】 ・指摘事項に対する措置内容について確認及びヒヤリングすることにより、改善状況及び再発防止対策を確認した。 【総括】 ・監査所見記載の他、スキルアップ研修の進行を均一化するため、担当者用の「読み原稿」を作成する等、安全管理体制の構築・強化につながる営業所独自の取り組みが多数

被監査部署	総　　括
	確認されたことから、所長が力を入れている「明るく風通しの良い職場環境づくり」により、職員各々が考えや意見を出しやすい環境にあると思慮する。 しかし、安全管理文書に係る業務について、昨年度も指摘があったこと及び類似する指摘事項が複数あることから、背景や影響を理解せず「前例踏襲」の業務になっていると推測される。重大な事例につながらないよう内部監査を機会として、基礎の部分からの見直しを期待する。
整備課	【是正改善事項】 ○適切に措置されている。 【優良事例】 ・令和4年度より、平成28年度以降の故障について箇所や頻度等を分類して故障データの見える化を継続して行い、課員や委託先と情報共有を図ることにより、必要な対応がより具体にイメージできるものとしていること。 ・意見・要望について、「否定することなくまずはやってみる」ことを推進することで、職員等の意識向上や風通しの良い職場風土の醸成を図るとともに、経験・知識の蓄積・共有・継承に繋げていること。 ・上記の意見・要望の効果検証を行い、真に有効な取り組みを判別し、継続して実施していること。(例:特定の点検項目の追加) 【フォローアップ監査実施日】 ・指摘事項なしのため実施せず。 【フォローアップ監査結果】 ・指摘事項なしのため実施せず。 【総括】 ・輸送の安全について、局・部・の組織目標に基づき、路上故障防止や各種点検を充実させるとともに、優良事例にみられるとおり、従前に得られた経験や知識の共有に努める等、積極的な取組みを進めている。また、課員や委託先等において、その意見や知見を故障の修繕や点検手法の改善に反映するとともに、定期会議の開催等により関係職員間でコミュニケーションを確保する仕組みを確立しており、風通しの良い職場風土の醸成を図っている。 今後とも、適切かつ効率的な整備や故障対応により、市バスの安全運行の確保に努めて頂くよう期待する。

3. 輸送の安全に関する教育及び研修等の実施

(1)集合研修

①事故削減プロジェクト研修 [年16回開催　47名受講]

安全・確実・快適な輸送を提供し、お客様に信頼される公営交通を持続するため、乗務員に求められる知識及び安全運行に欠かせない運転行動等のスキル向上を目的に、次の内容で実施しました。

◎外部専門講師

・当局事故の解説

・事業用自動車統合安全プラン2025について

・交通事故と再発防止対策

♦事故削減プロジェクト研修

・グループワーク1　車外事故と事故防止対策の検討
・グループワーク2　車内事故と事故防止対策の検討

◎実技研修
・安全確認、運転操作等（3秒ルールの再確認）
※3秒かけて20km／h ふんわり加速体験
・高齢者疑似体験乗車
・車内事故多発箇所の防止策

②新規採用乗務員教習

大型二種免許所持者の採用に加え、「バス運転士教習生」として大型二種免許を持たない方を採用し教習を行いました。

大型二種免許所持者については、法令に基づく適性診断や道路交通法等の座学教習、更には路上での運転教習及び、お客様を乗せての見習い運転等、2ケ月間の教習を実施しました。

バス運転士教習生については、自動車学校で大型二種免許を取得させた後、大型二種免許所持者と同様に座学教習や実車教習を行うほか、大型車両特有の感覚や特性について5ヶ月を掛けて教習を実施しました。

・バス運転士教習生　　4月1日採用　13名、 7月1日採用　4名、12月1日採用　3名
・大型二種免許所持者　10月1日採用　10名、12月1日採用　3名

③新人乗務員のフォローアップ研修

新規採用後6ヶ月以降の会計年度任用職員に対して実施しました。

・実施月及び人数：4月・5月・6月・1月・3月　合計　14名

④乗務経験1年次研修

新規採用乗務員研修時に習得した業務知識及び技術の理解度を深めるとともに事故防止等の再認識を図る目的で実施しました。

・実施日及び人数：9月3日(火)、9月4日(水)、9月5日(木)　合計　17名

⑤接客サービス向上（CS）研修［年14回開催　53名（うち、内勤3名）受講］

バス乗務員として求められる接客サービスに不可欠な知識の習得及び対応等のスキル向上を目的に、外部専門講師により、次のとおり研修を実施しました。

・トラブルを未然に防ぎ、良い接客をするために
・心からの接客の復習
・接客対応ロールプレイング
・TA（交流分析）による自己分析

♦外部講師による講義

⑥副所長・運行管理者研修

管理監督者として高度な知識及び各種対応等の習得を目的として開催しました。第1回は、リスク管理を研究している民間保険会社の講師を招き、事故事例を活用し、原因分析から再発防止策までの講義を受けました。第2回は、バス運行中等における問題発生事案について、あらためて確認を行うとともに、初動対応としてどのような対応をとるか、普段からどのようなことに留意すべきか、グループワークを実施しました。

・第1回　6月18日（火）、 6月19日（水）、 6月20日（木）　41名受講
・第2回　11月11日（月）、11月12日（火）、11月13日（水）　39名受講

⑦正職員採用時研修

正職員に採用された乗務員に対し、バス乗務員として必要な接客や運転等の基本に立ち返ることを目的として座学と実技2日間の研修を実施しました。

・実施日及び受講人数

【座学】5月15日（水）、5月16日（木）、5月16日（金）

【実技】6月　5日（水）、6月　6日（木）、6月　7日（金）　31名

⑧新任運行管理者研修

運行管理業務に必要な知識と技能の習得のための研修を実施しました。

・実施日及び受講人数：9月9日～10月8日（20日間程度）　1名

3月3日～3月31日（20日間程度）　4名

⑨整備管理者研修

整備管理者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

・実施日及び受講人数：2月14日（金）

川内整備工場・長町整備工場・実沢整備工場　各管理者　3名

⑩整備管理者補助者研修

営業所の整備管理補助者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

・実施日及び受講人数：9月3日（火）～9月6日（金）

霞の目営業所　10名

※令和6年度の輸送の安全に関する取組み結果を踏まえ、次年度は運転経験年数や年齢による事故の実態に合わせた研修内容に見直しを行った。さらには新人教習カリキュラムの見直しを進め研修対象者を拡大した。また、接客接遇に改善が必要な乗務員への研修を開催することとした。

（2）現場研修

①スキルアップ研修

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、乗務員が遵守すべき事項に関する知識（国交省告示1676号「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づく11項目）や事業用自動車の安全運行に必要な技能及び知識の習得を目的に研修を実施しました。

・年3回実施（計4時間）　延べ1149名受講

②安全運転者研修会

春と秋の全国交通安全運動期間に合わせ、各直営営業所において所轄警察署より講師を招き、交通事故の防止及び運転マナーの向上を図る目的で、安全運転者研修を実施しました。

③職場研修会（自主研修）

交通事故の防止と接客・接遇の向上、飲酒運転防止を図る目的で研修を実施しました。

・実施日：毎月1回

（3）派遣研修

①交通安全研修所派遣研修

営業所の管理監督者を対象に、エコドライブや運行管理業務の高度な知識の習得及び、運輸安全マネジメントに基づく実践的な技能・知識を習得させるため、（株）クレフィール湖東交通安全研修所へ職員を派遣しました。

・派遣職員：3名（3営業所運行管理者）
・場　所 ： 滋賀県（株）クレフィ―ル湖東　交通安全研修所
・実施日 ： 7月9日・10日・11日

4. 委託事業所に対する業務内容の点検

（1）指導・監督実施状況の確認

輸送の安全に関する委託業務履行状況及び乗務員の指導・監督等について、毎月1回調査を実施しました。

（2）受託事業者との連絡会議等の開催

①安全輸送連絡会議　5月10日開催
受託事業者の安全統括管理者等との情報の共有及び事故防止対策等について意見交換を行いました。

②合同連絡会議　毎月1回開催
輸送の安全に関する情報の共有及び事故防止対策等を目的に開催しました。

③路上故障分析等連絡会議　毎月1回
車両の点検、整備に関する情報の共有及び路上故障防止対策等を目的に開催しました。

④労働安全衛生等に係るヒヤリング及び現場指導を実施しました。年1回（工場）

5. 輸送の安全に関するその他の取組み

（1）事故抑止運動

①営業所毎に有責事故抑止目標を設定し、積極的に交通事故の抑止に努め、輸送の安全確保に取組みました。また、年間有責事故抑止目標を達成した事業所を表彰しました。
・実施期間：令和5年度
・抑止目標達成：実沢営業所、霞の目営業所、白沢出張所、七北田出張所

②事故防止の意識を高めるため、毎日の始業点呼時に運行管理者が安全目標を指示し、乗務員が復唱して事故抑止に取組みました。
・実施期間：通年

③宮城県・宮城県警察等主催の交通安全啓発キャンペーン「セーフティ123運動」への参加を促し、交通故防止の意識の高揚を図りました。
・参加チーム：17チーム　51名参加

④安全運動及び季節の事故防止運動を実施しました。
・高齢者交通安全の日・・・・・毎月1日
・自転車交通安全の日・・・・・毎月15日
・飲酒運転根絶運動の日・・・毎月22日
・夕暮れ時の交通事故防止運動（ラ・ラ・ラ運動）・・・10月1日～1月31日
・冬道の安全運転123運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12月1日～2月28日

⑤春、秋の交通安全運動の取組みとして、関係機関・団体等と連携し交差点等において街頭キャンペーンを実施しました。

・実施日：4月11日（定禅寺・国分町交差点）、9月25日（大町交番前）、26日（定禅寺・国分町交差点）
9月26日（河北新報前交差点）、27日（県美術館前交差点）、30日（旧東北電力ビル前）
9月30日（錦町公園前交差点）

⑥車内事故防止キャンペーン

・7月1日～31日

⑦みやぎ高校生マナーアップキャンペーン

・4月22日～5月3日　・10月1日～11日

（2）事故防止コンクール等の実施

①年間事故防止コンクールで最優秀の事業所を表彰しました。

・実沢営業所

②連続して100日間有責事故が無かった事業所を表彰しました。

・七北田出張所　（1/27～5/5）（9/19～12/27）

③春、秋の交通安全県民総ぐるみ運動及び年末年始の輸送等に関する安全総点検に合せ、輸送の安全に対する意識高揚を図る目的でコンクールを実施し、有責事故の少ない事業所を表彰しました。

・春の事故防止コンクール　　最優秀賞：東仙台営業所、霞の目営業所、七北田出張所
・秋の事故防止コンクール　　最優秀賞：川内営業所
・年末の事故防止コンクール　最優秀賞：東仙台営業所、白沢出張所、七北田出張所

（3）事故原因分析及び教育・指導の実施

事故の再発防止のため、各営業所においてドライブレコーダーの映像等を活用し、事故の原因及び分析を行いました。

・26回実施

また、人身事故等の惹起者に対しては、外部専門機関（宮城交通グループ研修センター"Cocode"）に派遣し、専門的な見地からカウンセリング・技術的な指導等を受けることで、再発防止の意識醸成及び技術向上を図りました。

・13名派遣

（4）エコドライブの取組み

エコドライブに対する意識の高揚及び環境保全、燃費削減に努めるとともに、交通事故の未然防止を図りました。

【推進強化月間】 7月、2月　グリーンエコだよりを発行

【推進強化日】 毎月第1水曜日

（5）職員の健康管理

①健康診断の実施

労働安全衛生法に基づく健康診断を行い、職員の健康の確保を図りました。

・定期健康診断　432名
・特定業務従事者（深夜業務従事者）の健康診断　157名

②各種検診の実施

人間ドックや各種がん検診等を実施するとともに、脳ドックについては、自己負担金に対する助成制度を設けて受診の促進を図りました。

③SAS（睡眠時無呼吸症候群）対策

バス運転時の眠気を起因とした重大事故を防止するため、SAS治療を要する職員に対し、毎月1回、管理職員の面談による治療状況の確認を行いました。また、SASの早期発見と治療勧奨を図るため、2年に1回、簡易検査を実施し、必要に応じて精密検査を受診させました。

④保健指導

産業医と看護師が各営業所を定期的に訪問し、職員の健康相談、健康診断結果に基づく受診勧奨や血圧測定を行うなど、職員の健康の保持・増進を図りました。また、適宜に健康だよりの掲示をおこない、職員の健康管理を促しました。

・産業医訪問　年間　　9回
・看護師訪問　年間　142回

⑤ストレスチェックの実施

職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、年1回、ストレスチェックを行い、職員の心理的な負担の程度を把握し、高ストレス者に対しては、必要に応じて医師による面接指導を実施しました。

⑥個人面談

各営業所長及び主幹が健康診断結果に基づき、年3回、個人面談を実施し助言・指導を行いました。

（6）運転適性診断の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、各適性診断を受診させ、診断結果を指導・助言に常時活用しました。また、適性診断の活用方法を習得するため、各営業所等の管理要員が NASVA の活用講座を受講しました。

・初任診断：48名　・一般診断：79名　・適齢診断：14名　・特定診断：2名
・活用講座：3名

（7）酒気帯び出勤根絶の取組み

・毎日の点呼や勤務確認の際に、翌日が午前中出勤の場合に飲酒をしない旨を声掛けしました。
・年2回の健康診断を基に、職員に対し管理職が個人面談（年3回）を行い、飲酒による身体への影響に ついて説明しました。
・酒気帯び出勤根絶についての啓発文書を発出しました。

（8）接客・接遇コンクールの実施

接客・接遇と安心を与える運転の向上を図るため、営業所・出張所対抗の 接客・接遇コンクールを実施し、最優秀事業所を表彰しました。

・最優秀事業所：七北田出張所
・実施期間：10月1日～11月30日
・対象事業所：委託事業者を含む全事業所で実施

（9）市バスモニターの実施及び接客態度優秀職員の表彰

本局管理要員及び職員によるバス添乗モニターにより、乗務員の接客・接遇と安心を与える運転の実施状況について添乗調査を実施しました。

・添乗調査件数　4,148件
・1月～6月期　接客態度優秀職員表彰者　72名
・7月～12月期　接客態度優秀職員表彰者　78名
・年間接遇優秀職員表彰者　10名

（10）路線巡回の実施及び情報提供

冬期間等において、事故を未然に防止する目的で、各事業所等で次のとおり実施しました。

・運行開始前などに、担当路線内の巡回を行い、乗務員に対して、その情報を提供しました。
・災害発生時又は自然災害が想定される場合に路線巡回を実施し、情報を提供しました。

（11）安全だより等の広報誌の発行

①具体的な取組み目標を掲げ、交通事故防止や接客サービスの向上を図る目的で「安全だより」「接客だより」を発行しました。また、緊急な対応を要する場合について、速報を発行し周知徹底を図りました。

・安全だより（緊急速報・号外含む）発行回数：17回
・接客だより発行回数：13回

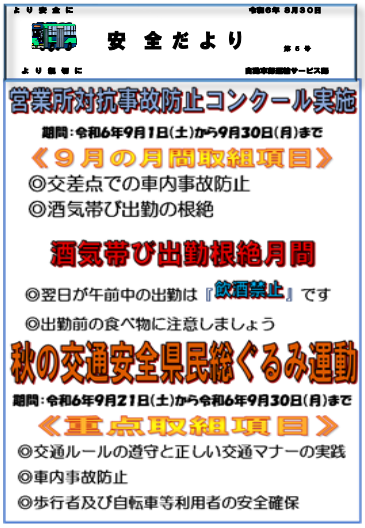
安　全　だ　よ　り

営業所対抗事故防止コンクール実施

期間：令和6年9月1日(土)から9月30日(月)まで

《９月の月間取組項目》

◎交差点での車内事故防止
◎酒気帯び出勤の根絶

酒気帯び出勤根絶月間

◎翌日が午前中の出勤は『飲酒禁止』です
◎出勤前の食べ物に注意しましょう

秋の交通安全県民総ぐるみ運動

期間：令和6年9月21日(土)から令和6年9月30日(月)まで

《重点取組項目》

◎交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践
◎車内事故防止
◎歩行者及び自転車等利用者の安全確保

②事故の再発防止を図る目的で、発生した事故内容を「事故速報」として発行し周知徹底を図りました。

・発行回数：45回

（12）交通安全標語の募集の実施

事故防止の徹底と職員の交通安全に対する意識の高揚を図る目的で,交通安全標語の募集を実施し、最優秀作品及び優秀作品は、1年間各営業所等に掲示しました。

（13）バス車両の確実な点検・整備の実施

法令に基づいたバス車両の点検・整備を各整備工場で実施しました。

（14）バス停留所施設等の安全点検の実施

全ての停留所上屋及び停留所標識を点検し、修繕や清掃を実施しました。

（15）事故・災害・事件等対応訓練の実施

①秋・春の全国火災予防週間（実施期間：11月9日～15日・3月1日～7日）に合わせ、庁舎内やバス車内からの火災避難訓練や非常用発電装置を使用した災害対応訓練を各営業所で実施しました。
②9月10日、牛越緑地公園において青葉消防署、宮城県警察等と合同で災害等対応訓練を実施しました。

6. 輸送の安全に関する投資（決算額）

（1）車両更新に伴うノンステップバス購入 《車両購入等　376，863千円》

※新車15両購入（大型15両）

（2）バス車両の確実な点検整備の実施 《車両点検費等　1，366，835千円》

（3）職員の健康管理 《健康診断等手数料等　10，099千円》

（4）運転適性診断 《受診料　539千円》

（5）教育及び研修 《講師料等　1，514千円》

（6）ドライブレコーダーの車載機器の脱着業務委託 《委託費　1，764千円》

Ⅵ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計の報告（安全管理規程第22条関係）

1. 国土交通省へ報告した事故件数について

自動車事故報告規則第2条に該当し、国土交通省へ報告した事故件数は6件でした。

令和6年度重大事故等の内容

	事故発生日	発生状況	根拠規定
1	4月16日	乗降取扱い後発進した際、優先席に着席しようとしていた高齢女性のお客様が転倒し負傷。 搬送先で右肩部と腰部及び後頭部打撲と診断されたが、後日，肋骨骨折が判明したもの。	第2条第3号
2	8月24日	乗務員から無線連絡で「右目の痛みと吐き気がある」と報告を受けたため、交代乗務員が24分遅れで運行再開した。営業所に戻った際に体調は回復したものの、乗務不適切と判断し、医療機関の受診を指示したもの。	第2条第9項
3	9月2日	乗務員から体調不良の無線連絡が来たため運行管理者は運行を停止し、その場で待機するよう指示を出すとともに、乗務員が運行の中断を乗客に説明し後続のバスにお乗り換え頂いたもの。 運行管理者が交代乗務員とともに現場に急行し40分遅れで運行再開する。その後、乗務員はかかりつけ医において診察を受けたが異常なしの診断を受けたもの。	第2条第9項

	事故発生日	発生状況	根拠規定
4	9月29日	交差点に差し掛かった際に、黄色信号から赤信号に変わったにもかかわらずそのまま進行したところ、対向車線の信号が右矢印信号に変わり対向車が右折を始めたことから、衝突回避のために急ブレーキを施し衝突は回避。当該乗務員は直ちに乗客に負傷確認を行ったものの申し出がなく、運行を継続したが、後刻、負傷の申し出があり、医療機関で医師の診察を受けたところ、右肋骨1本の骨折と診断され自宅療養となったもの。	第2条第7項
5	1月15日	登坂路に設置してあるバス停に停車する際、優先席に着座していた高齢男性客がバス停に停車する直前に立ち上がり、停車時の動揺で後方に転倒、右脇腹を車内段差に打ち付け負傷したことから救急搬送され、診断の結果，肋骨 5 本の骨折と胸部の内出血が判明し，即日入院となったもの。	第2条第3項
6	2月20日	バスが来ないとお客様から照会があり、当該バスを確認したところ、休憩場所に駐車していたことから車両を確認した際、乗務員が後部座席で意識不明の状態であったことから、居合わせた乗務員による肺蘇生と救急車の手配を行い、医療機関に搬送され医師の処置を受けたものの死亡したもの。	第2条第9項

〇第2条第3項に該当する事故とは、死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害）を生じたもの
〇第2条第7項に該当する事故とは、操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの
〇第2条第9項に該当する事故とは、運転者の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの

2. 国土交通省へ報告した車両路上故障件数について

自動車事故報告規則第2条第11項に該当し、国土交通省へ報告した車両路上故障件数は27件でした。

令和6年度車両路上故障項目別（単位：件）

かじ取り装置	0	緩衝装置	0	付属装置	0
制動装置	1	動力伝達装置	3	電気装置	1
走行装置	0	原動機	18	車体	4

〇第2条第11項に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。

自動車事業安全報告書に関するお問い合わせ

この安全報告書の内容や取組みについて、ご意見をお寄せください。

【仙台市交通局自動車部運輸サービス課】
TEL：022－224－5111（代）
FAX：022－224－5510
Email：kot050310@city.sendai.jp
【仙台市交通局ホームページ】
https://www.kotsu.city.sendai.jp